

令和4年度

第2回定例監査及び行政監査結果報告書

都市建設部

(都市計画課・建築指導課・建築営繕課・用地課・道路課
・区画整理課・美らまち推進課・新施設建設課)

浦添市監査委員

目 次

| | | | |
|----|-------------|-------|---|
| 第1 | 監査の対象 | | 1 |
| 第2 | 監査の期間 | | 1 |
| 第3 | 監査の方法 | | 1 |
| 第4 | 監査を実施した監査委員 | | 1 |
| 第5 | 監査の結果 | | 2 |
| 第6 | 指摘事項等 | | |
| 1 | 指摘事項等の内容別件数 | | 2 |
| 2 | 是正事項 | | 3 |
| 3 | 注意事項 | | 3 |
| 第7 | むすび | | 5 |

第1 監査の対象

1 対象範囲

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行された予算に係る事務

2 対象部署

都市建設部

都市計画課・建築指導課・建築営繕課・用地課・道路課・区画整理課
・美らまち推進課・新施設建設課

第2 監査の期間

令和4年8月12日から同年10月14日まで

第3 監査の方法

今回の定例監査及び行政監査は、提出された監査調書により、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

| 実施年月日 | 監査対象所属 | 監査委員 |
|---------------|------------------------------|------------------|
| 令和4年10月11日(火) | ・美らまち推進課 ・区画整理課 ・建築指導課 | 宮 島 達 彦 大 城 翼 |
| 令和4年10月12日(水) | ・建築営繕課 ・都市計画課 | 宮 島 達 彦 大 城 翼 |
| 令和4年10月14日(金) | ・用地課 ・道路課 ・新施設建設課 | 宮 島 達 彦 大 城 翼 |

第5 監査の結果

監査の結果については、おおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は是正が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

1 指摘事項等の内容別件数 (単位 件)

| 区分(※注1) 部局・課名 | | 指摘事項等の内容別件数(※注2) | | | |
|------------------|---------|------------------|------|------|----|
| | | 指摘事項 | 是正事項 | 注意事項 | 合計 |
| 都市建設部 | 都市計画課 | | | 2 | 2 |
| | 建築指導課 | | | 3 | 3 |
| | 建築営繕課 | | 1 | 8 | 9 |
| | 用地課 | | | 3 | 3 |
| | 道路課 | | 1 | 3 | 4 |
| | 区画整理課 | | 2 | 4 | 6 |
| | 美らまち推進課 | | | 6 | 6 |
| | 新施設建設課 | | | 1 | 1 |
| 合計 | | | 4 | 30 | 34 |

(※注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

- ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの
- イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め正す必要があるもの
- ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

(※注2) 内容別件数には、次頁以降の共通事項の指摘事項等の件数を含む。

2 是正事項

契約事務について

【是正事項・建築営繕課】

行政財産使用料の算定において、端数処理に誤りがあるもの

【是正事項・道路課】

随意契約の委託業者から届出書を収受したが、契約の一連ファイルにつづらず、担当職員の机に入れ忘れていたもの

【是正事項・区画整理課】

(ア) 予算の執行伺において、予算規則第20条(別表第3(4))に規定されている財務部長の合議を得ていないもの

(イ) 契約の変更を行わず、簡単な誤字脱字の訂正の場合に限られる捨印による訂正を行っているもの

3 注意事項

(1) 契約事務について

【都市建設部共通 注意事項】

(ア) 見積り徴取予定業者の選定伺がないもの

(建築営繕課・道路課・区画整理課)

(イ) 入札保証金において契約規則第30条第3項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載がされていないもの

(建築営繕課・区画整理課・美らまち推進課)

(ウ) 契約保証金において契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、免除の根拠となる内容の記載等がされていないもの

(都市計画課・建築営繕課・道路課・美らまち推進課・区画整理課)

(エ) 改正民法を踏まえて、契約条項の見直し、用語の訂正等を行っていないもの

(都市計画課・建築営繕課・用地課・区画整理課)

【個別 注意事項・建築指導課】

- (ア) 長期継続契約において、見積徴収の際の通知に「長期継続契約である」及び「予算減額された場合の契約変更・解除」の旨の記載がないもの
- (イ) 契約保証金において、免除する根拠条項に誤りがあるもの
- (ウ) 前年度に起案した執行伺本文中に「準備行為」である旨の記載がないもの

【個別 注意事項・建築営繕課】

- (ア) 指名競争入札執行伺において、指名業者一覧表の添付のみで指名業者の選定伺いに関する記載がないもの
- (イ) 行政財産使用許可に係る伺い本文において、占用面積及び使用料の算定に係る積算内容が示されていないもの
- (ウ) 公有財産賃貸借契約に係る伺い本文において、3件の契約の件名が同一で、契約額、設置場所等の必要事項の記載が漏れ、契約内容が不明確であるもの
- (エ) 契約の仕様書に規定している市からの通知及び契約業者からの執行計画書の收受を行っていないもの

【個別 注意事項・用地課】

- (ア) 副市長決裁の執行伺後に、課長決裁で履行期間を変更して入札執行を依頼し、執行伺と相違した履行期間としたもの
- (イ) 見積徴収依頼書において、110分の100に相当する金額を記載させるべきところ、注意事項欄に「100分の110に相当する金額を見積書に記載すること。」と誤って表示していたもの

【個別 注意事項・道路課】

委託予定価格表について、業者が提出した委託単価表を参考にして作成しているが、金額の転記に誤りがあるもの

【個別 注意事項・新施設建設課】

起案用紙の合議欄において、決裁が漏れているもの

【個別 注意事項・美らまち推進課】

- (ア) 随意契約について、根拠条文等を誤っているもの

(イ) 契約変更伺において、変更理由の記載がないもの

(ウ) 指定管理料の精算の起案を行わずに精算書を起票しているもの

(2) 例規について

【個別 注意事項・美らまち推進課】

浦添市生垣設置、壁面緑化樹木配布実施要綱（昭和61年訓令甲第4号）は、訓令ではなく別の立法形式での制定が望ましいもの

第7 むすび

使用料の算定方法に誤りがあった。適正な執行に努められたい。

予算執行伺の起案において、財務部長の合議を経ていないものがあつた。合議の漏れがないよう努められたい。

捨印による訂正は簡単な誤字脱字の訂正の場合に限られるので、内容の変更については契約の変更を行うよう努められたい。

收受文書を担当職員の机に入れ忘れていたものがあつた。総務部総務課におかれては、文書の管理について全庁的な内部統制に取り組んでいただきたい。

契約保証金の免除について、契約規則第6条第1項各号に基づき免除しているが、「履行しないこととなるおそれがない」ことの理由を明記し、より適正な決裁を行うよう努められたい。

令和2年3月31日付け「民法の一部改正に伴う各種契約に関する対応について」総務部長通知等を参照し、令和2年4月1日施行の改正民法を踏まえて、各種契約の条項の見直しに努められたい。

市長におかれては、令和2年4月1日施行の地方自治法第150条第2項に基づく内部統制について、担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき職員研修等必要な体制を整備するよう努められたい。